

改正	2011年4月1日	2012年4月1日
	2014年4月1日	2015年4月1日
	2016年4月1日	2017年4月1日
	2018年4月1日	2020年4月1日
	2022年4月1日	2022年4月13日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 中京大学（以下「本学」という。）の教務に関する事項は、中京大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 授業科目

(授業科目の区分)

第2条 学則第54条に規定する授業科目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 必修科目は、卒業するために必ず修得しなければならない科目
 - (2) 選択科目は、卒業するために各学部の定める科目のうちから適宜選択して修得しなければならない科目
 - (3) 自由科目は、単位の認定はされるが、卒業所要単位には加算されない科目
- 2 前項第2号に規定する選択科目のうち、指定された複数の科目から選択して修得しなければならないものを選択必修科目という。

(開設授業科目)

第3条 開設授業科目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全学共通科目
- (2) 学部固有科目
- (3) 教育職員免許状取得のための教職共通科目、教科に関する科目及び教職に関する科目
- (4) 司書資格及び司書教諭の免許状取得のための司書及び司書教諭に関する科目
- (5) 社会教育主事任用資格取得のための社会教育主事に関する科目
- (6) 学芸員資格取得のための学芸員に関する科目
- (7) 社会福祉士の国家試験受験資格取得のための社会福祉士に関する科目
- (8) 各学部の定める各種資格取得に関する科目
- (9) 外国人留学生のための日本語科目等

(全学共通科目)

第4条 全学共通科目は、学びの実践科目、グローバルコミュニケーション科目、スポーツ・健康科目、自然の探究科目、人間の探究科目、社会の探究科目及び複合領域科目とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、各学部・学科の定めるところにより、全学共通科目のうちの一部を履修の対象としない場合がある。

(学部固有科目)

第5条 学部固有科目は、各学部・学科の定めるところによる。

- 2 学部固有科目から、各学部・学科の定める科目を全学開放科目とすることができる。
- 3 前項の全学開放科目とは、学生が所属する学部以外の学部の学部固有科目のうちから各学部が指定し、履修することのできる授業科目のことをいう。
- 4 全学開放科目については、別に定める。

(資格に関する科目)

第6条 第3条第3号から第8号までに規定する資格に関する科目は、自由科目とする。

第3章 授業及び授業科目の履修

(授業時間帯)

第7条 平常授業を行う時間帯は、次に掲げる表のとおりとする。

時限	名古屋キャンパス	豊田キャンパス
1 時限	9 時～10時30分	9 時30分～11時
2 時限	10時45分～12時15分	11時10分～12時40分
3 時限	13時10分～14時40分	13時30分～15時
4 時限	14時55分～16時25分	15時10分～16時40分
5 時限	16時40分～18時10分	16時50分～18時20分

- 2 中京大学学則第50条に規定する国際学部教育課程の世界の言語プログラムに該当する科目は、前項に規定する1時限及び2時限の時間帯に代えて平常授業を行う時間帯を次に掲げる表のとおりとすることができる。

時限	名古屋キャンパス
A時限	9 時～10時00分
B時限	10時10分～11時10分
C時限	11時20分～12時20分

(警報発令時、災害発生時及び交通ストライキ発生時の授業等の取扱い)

- 第8条 警報発令時及び災害発生時の授業等の取扱いについては、中京大学防災規程施行細則の定めるとおりとする。

- 2 交通ストライキ発生時の授業等の取扱いについては、次に掲げる表のとおりとする。

判断区分	7時以前（7時を含む。）に解除	7時後（7時を含まない。）11時前（11時を含まない。）に解除	11時以後（11時を含む。）に解除
状況			
J R 東海、名鉄又は名古屋市交通局の運営する交通機関がストライキを行っている場合	1 時限から平常通り	3 時限から平常通り	休講 ただし、夜間開講については、16時以後（16時を含む。）に解除の場合に限り、休講とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、緊急の場合で、授業等への影響が懸念されるときは、特別の措置を講ずることがある。

- 4 試験期間中は、前3項の規定を準用する。

(授業の欠席)

- 第9条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、欠席が30日以上にわたる場合は、その事由を明記した理由書を、疾病の場合は医師の診断書を添えて、所定の用紙に保証人連署の上、教務センターに届け出なければならない。

- 2 本学において特に指定する者については、欠席が30日未満であっても前項の取扱いに準ずる。

- 3 教育実習等の履修に関わる事情で授業を欠席する場合は、所定の用紙に必要事項を明記し、当該授業科目の担当教員に提出しなければならない。

(教務に関する情報伝達)

- 第10条 教務に関する情報伝達については、電子媒体を利用した情報提供ツール及び本学ホームページにおいて行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて学内掲示等で行うことがある。

(他学部開講科目の履修)

- 第11条 第5条第3項に規定する全学開放科目以外に、各学部・学科間の協定に基づいて特別に指定した他学部開講科目を履修することができる。

- 2 前項により修得した単位の取扱いについては、各学部・学科の定めるところによる。

第4章 履修登録

(履修登録の手続)

第12条 学生は、学期ごとに履修する授業科目について、履修登録を行わなければならない。

2 履修登録をしていない授業科目は、単位を修得することはできない。ただし、学則第65条に規定する科目及びその他各学部で定める科目については、この限りでない。

(履修登録の無効)

第13条 同一曜日時限に行われる複数の授業科目は、重複して履修登録してはならない。

2 同一の授業科目は、同時履修することはできない。

3 既に単位を修得した授業科目は、再度履修することはできない。

(履修登録単位数の上限)

第14条 学期ごとに履修登録できる単位数は、各学部・学科の定めるところによる。

(履修登録の条件)

第15条 履修登録できる授業科目は、原則として入学年度ごとに定められた教育課程に設置されたもののみとする。

2 履修登録は、授業科目ごとに指定された履修可能な学年又は班で行わなければならない。

(履修者数制限)

第16条 授業内容、施設等の状況によって、履修者数を制限することがある。

(履修登録期間)

第17条 履修登録は、学年暦に定める期間に行わなければならない。

(履修登録修正)

第18条 履修登録後は、学年暦に定める履修登録修正期間に限り、履修登録の修正を認める。当該履修登録修正期間以外の期間については、特別の理由のない限り履修登録の修正は、認めない。

(履修登録取消し)

第19条 負傷及び疾病により長期にわたり履修が継続できない場合は、所定の期間に限り、履修登録の取消しを認めることがある。

第5章 成績評価及び卒業

(成績評価の判定)

第20条 成績評価については、中京大学試験規程により実施される定期試験及び追試験の成績又はこれに代わるレポート及び報告書、授業の学修の成果等により判定する。

(成績評価に関する疑義の問合せ)

第21条 成績評価に関して疑義がある場合は、授業科目の担当教員に問合せをすることができる。この場合は、事前に公示される期間に所定の用紙を記入の上、教務センターに提出しなければならない。

(G P A)

第22条 G P A (グレードポイントアベレージ) とは、履修登録した授業科目の成績評価の評語ごとにグレードポイントを付して当該授業科目の単位数を乗じ、その総数を履修登録した授業科目の総単位数で除した値のことをいう。

2 前項に規定するG P A算出の対象となる授業科目は、全学共通科目及び学部固有科目のうち、Nの評語に該当する授業科目及び自由科目を含まない。

3 第1項に規定するグレードポイントは、次に掲げる表のとおりとする。

評語	グレードポイント
S	4.0
A	3.0
B	2.0
C	1.0
N	—
D	0.0
F	0.0

(卒業の要件)

第23条 本学学部を卒業するためには、本学学部にて4年以上在学しなければならない。ただし、学則第99条の2により早期卒業として認定される場合は、この限りでない。

- 2 各学部・学科の定めるところによる全学共通科目及び学部固有科目の単位を修得しなければならない。
- 3 前項に規定する単位以外に各学部・学科の定めるフロート単位を修得しなければならない。ただし、フロート単位を設けない場合は、この限りでない。
- 4 正規留学生については、全学共通科目の外国人留学生用日本語科目等を修得し、卒業所要単位に加算することができる。
- 5 卒業に必要な要件については、各学部・学科の定めるところによる。

(卒業判定結果の通知)

第24条 学則第99条の規定により卒業を認定された者には、その旨を通知する。

(春学期卒業)

第25条 春学期終了時点で、学則第99条の規定により卒業を認定された者は、春学期卒業となる。ただし、卒業時期を翌年3月に延期を希望する場合は、期日までに所定の手続きをし、当該年度の秋学期学費を納入しなければならない。

第6章 改廃手続

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、教務委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月13日から施行する。ただし、第9条及び第21条の規定は、2022年4月1日から適用する。